

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の一部改定について

平成25年6月

東日本大震災等を踏まえ、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月内閣府(防災担当))を一部改定した。

主な改定内容

1. 東日本大震災以降に発出した事務連絡の運用指針への反映

- (1) 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法(平成23年5月2日付け事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」)について、恒久化し運用指針へ反映する。
- (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法(平成23年3月31日付け事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」)のうち「1. 津波による住家被害」について、一部改定のうえ、水害編の第1次調査として運用指針へ反映する。

2. 部位別構成比の見直し

固定資産評価基準の見直し等を踏まえ、部位別構成比を見直す。

・木造・プレハブ住家の判定における部位別構成比

現行		➔	改定後	
屋根	10%		屋根	15%
柱(又は耐力壁)	20%	柱(又は耐力壁)	15%	

・地震による被害に係る第1次調査(木造・プレハブ住家)の判定における部位別構成比

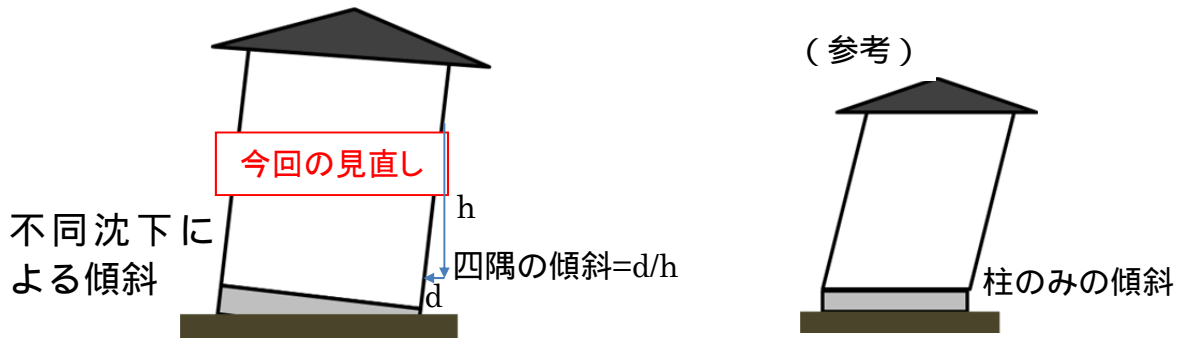
現行		➔	改定後	
屋根	10%		屋根	15%
壁(外壁)	80%	壁(外壁)	75%	

地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法について

1. 傾斜による判定の追加 (基礎と柱が一体的に傾く (不同沈下) の場合)

基礎・床も含めた傾斜の場合は以下により判定

- 1/20 四隅の傾斜の平均 全壊 (従来通り)
- 1/60 四隅の傾斜の平均 < 1/20 大規模半壊 (新規)
- 1/100 四隅の傾斜の平均 < 1/60 半壊 (新規)



1/20 の傾きとは：20cm の垂直高さに対して 1cm の水平方向のずれ。

分母が大きいほど傾きは小さい

1/60：従来から基準値として使われている構造上の支障が生じる値

1/100：医療関係者等にヒアリングを行い設定した居住者が苦痛を感じるとされている値

2. 住家の基礎等の潜り込みによる判定の追加

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況により判定

潜り込み量	被害の程度
床上 1 m まで	全壊
床まで	大規模半壊
基礎の天端下 25 cm まで	半壊



床上 1 m まで：雨が降ると恒常的に床上 1 m まで浸水することから設定

床まで：雨が降ると恒常的に床上浸水することから設定

基礎の天端下 25cm まで：雨が降ると恒常的に床下浸水することから設定